

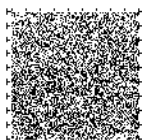
4. 補装具・日常生活用具

(1) 補装具 (※購入前に申請が必要です。)

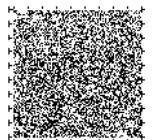
制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
補 装 具 費	①身体障害者手帳所持者 ②国が定める疾病(難病)の認定基準に該当する方	(肢体不自由関係) ・義手、義足、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置等(視覚障害者関係) ・視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡(コンタクトレンズ、遮光用、弱視用) (聴覚障害者関係) ・補聴器(FM補聴器含む)(児童補装具) ・座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	所得に応じて自己負担があります。 ※ただし、障害者本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(本人または世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)には補装具費の支給対象外となります。 ※介護保険制度等によって交付される補装具については介護保険制度による交付が優先されます。(詳しくは、障がい者福祉課へお問い合わせください。)	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136 ※補装具費支給券の交付を受け、補装具業者が補装具の製作等を行います。補装具の種目により、東京都心身障害者福祉センターでの判定が必要となります。 ※補装具の種目により、身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師の意見書が必要となります。(児童の場合は補装具の種目に関わらず意見書等が必要となります。)

(2) 日常生活用具 (※購入前に申請が必要です。)

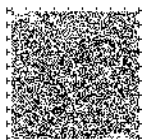
障害別	対 象 者	種 目	窓口・手続
視 覚 障 害 聴 覚 障 害 肢 体 不 自 由 等	①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方 (①、②とも火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る。)	火 災 警 報 器	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
	①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～2度の方 (①、②とも火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る。) ③難病患者等で、火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する方	自 動 消 火 装 置	
	①18歳以上で、視覚障害1～2級の方 ②18歳以上で、上肢障害1～2級の方 ③18歳以上で、下肢または体幹機能障害1級の方 ④18歳以上で、愛の手帳1～2度の方 (①、②、③は障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。)	電 磁 調 理 器	



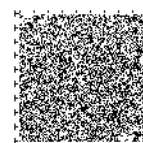
障害別	対 象 者	種 目	窓口・手続
聴 覚 障 害 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	原則として学齢児以上の聴覚障害または音声、言語機能障害が3級以上の方	フ ラ ッ シ ュ ベ ル	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
	原則として学齢児以上の身体障害者手帳を所持する聴覚または音声、言語機能に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	聴覚障害者用通信装置	
	原則として学齢児以上の聴覚障害または音声、言語機能障害が3級以上の方	携 帯 用 信 号 装 置	
	6歳以上の聴覚、音声または言語機能障害3級以上の方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる方。 (前年分の所得税が42,000円以下の世帯に属する方に限る。)	フ ァ ッ ク ス (貸 与)	
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 肢 体 不 自 由 害 視 覚 障 害 等	①18歳以上で、喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方 (嗅覚機能を喪失した方だけの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。)	ガ ス 安 全 シ ス テ ム	
	②18歳以上で、下肢または体幹機能障害1級の方 (障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。)		
	①原則として学齢児以上の上肢または言語および上肢重複障害1～2級の方(文字を書くことが困難な方。) ②原則として学齢児以上の視覚障害1～2級の方	情 報 通 信 支 援 用 具	
	原則として学齢児以上の音声、言語機能障害の方。または、肢体不自由で音声言語の著しい障害を有する方	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	
視 覚 障 害	18歳以上で、視覚障害1～2級の方 (音声式は触読式の使用困難な方を原則とする。)	時 計 (触読式・音声式)	
	原則として学齢児以上の視覚障害1～2級の方	ポ ー タ ブ ル レ コ ー ダ ー	
	視覚障害1～2級の方(本人が就労、もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方に限る。)	点 字 タ イ プ ラ イ タ ー	
	原則として学齢児以上の視覚障害1～2級の方 (視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る。)	音 声 式 体 温 計	
	18歳以上で、視覚障害1～2級の方 (視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る。)	体 重 計	
	原則として学齢児以上の視覚障害1～2級の方 (2級の方は送信機のみに限る。)	音 響 案 内 装 置	
	原則として学齢児以上の視覚障害1～2級の方	活 字 文 書 読 上 げ 装 置	
	視覚障害1～2級の方	点 字 器	
	原則として学齢児以上の視覚障害の方で、本装置によって文字等を読むことが可能になる方	視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器	
	原則として学齢以上の視覚障害1～2級の方	点 字 デ ィ ス プ レ イ	



障害別	対 象 者	種 目	窓口・手続
聴 覚 障 害	18歳以上で、聴覚障害2級の方 (聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	屋 内 信 号 装 置	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
	聴覚障害の方で、テレビの視聴に本装置の必要な方	情 報 受 信 装 置	
	原則として学齢児以上の聴覚障害4級以上の方	会 議 用 拡 聴 器	
肢 体 不 自 由	原則として3歳以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方 (入浴にあたって、家族等他人の介助を必要とする方に限る。)	入 浴 担 架	
	原則として学齢児以上の下肢または体幹もしくは内部に障害を有し、本製品の使用により歩行機能を補うことが可能な方	T字状・棒状のつえ	
	原則として学齢児以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方	浴 槽 (湯沸器を含む)	
	①原則として学齢児以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方 ②原則として学齢児以上の難病患者等で、常時介護を要する方	便 器	
	①原則として学齢児以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方 ②原則として学齢児以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある方 (体位変換器については、下着交換等にあたって、家族等他人の介護を必要とする方に限る。)	特 殊 寝 台 体 位 変 換 器	
	①原則として3歳以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方 ②原則として3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある方	移 動 用 リ フ ト	
	①原則として3歳以上の下肢または体幹機能障害の方で、入浴に介助を必要とする方 ②原則として3歳以上の難病患者等で、入浴に介助を要する方	入 浴 補 助 用 具	
	①原則として3歳以上の平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害の方で、家庭内の移動等において介助を必要とする方 ②原則として3歳以上の難病患者等で、下肢機能に障害のある方	歩 行 支 援 用 具	
	①原則として3歳以上の愛の手帳1～2度の方 ②原則として3歳以上 18歳未満の下肢または体幹機能障害1～2級の方 ③18歳以上の下肢または体幹機能障害1級の方 (常時介護を必要とする方に限る。) ④原則として3歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある方	特 殊 マ ッ ト	
原則として3歳以上 18歳未満の下肢または体幹機能障害1～2級の方	訓 練 い す		



障害別	対 象 者	種 目	窓口・手続
肢体不自由	①原則として3歳以上の下肢または体幹機能障害1～2級の方 ②原則として3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある方	訓練用ベッド	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
	①原則として学齢児以上の愛の手帳1～2度の方 (自ら排便の処理が困難な方) ②原則として学齢児以上の上肢機能障害1～2級の方 ③原則として学齢児以上の難病患者等で、上肢機能に障害のある方	特殊便器	
	①原則として学齢児以上の下肢または体幹機能障害1級の方(常時介護を要する方に限る。) ②原則として学齢児以上の難病患者等で、尿が自力で排尿できない方	特殊尿器	
	18歳以上の身体障害者手帳を所持する方で頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方 (医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた方に限る。)	ルームクーラー	
	①原則として学齢児以上65歳未満の下肢または体幹機能障害3級以上の方および補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の方) ②原則として学齢児以上65歳未満の難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある方(ただし、特殊便器への取替えについては上肢機能に障害のある方)	居宅生活動作補助用具	
音声・言語機能障害	原則として学齢児以上の音声・言語機能障害の方で、咽頭摘出等により、発声機能を喪失した方	人工喉頭	
じん臓機能障害	原則として3歳以上の身体障害者手帳を所持する方で人工透析を必要とする方 (自己連続携帯式腹膜灌流患者に限る。)	透析液加温器	
呼吸器機能障害	おおむね18歳以上の呼吸器機能障害3級以上の方 (医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方に限る。)	酸素ボンベ運搬車	
	18歳以上の呼吸器機能障害3級以上の方	空気清浄器	
	①原則として学齢児以上の呼吸器機能障害3級以上の方または同程度の身体障害の方で必要と認められる方 ②原則として3歳以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある方	ネブライザー(吸入器)	
		電気式たん吸引器	
①呼吸器機能障害の方で、人工呼吸器の装着を必要とする方 ②難病患者等で、人工呼吸器の装着を必要とする方	動脈血中酸素飽和度測定器 (ハルスオキシメーター)		



障害別	対 象 者	種 目	窓口・手続
ぼうこう 機能障害 肢体不自由	身体障害者手帳を所持する方で、肢体不自由またはぼうこう機能障害により収尿器を必要とし、実際に使用されている状況である方	収 尿 器	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
ぼうこう 直腸 機能障害 肢体不自由	3歳以上の身体障害者手帳を所持する次のいずれかに該当する方 ①脳性麻痺等脳原性運動機能障害(おおむね3歳未満までに発現した非進行性脳病変によるもの)により、排尿もしくは排便の意思表示が困難な全身性の障害のある方 ②ストマの著しい変形もしくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない方または先天性疾患に起因する神経障害(二分脊椎等)による高度の排尿機能障害もしくは排便機能障害のある方	紙 お む つ 等	
ぼうこう 直腸 機能障害	身体障害者手帳を所持する方で、ぼうこう、直腸機能障害により人工膀胱または人工肛門の造設をしている方	ス ト マ 装 具 (蓄便袋、蓄尿袋)	
知的障害	愛の手帳1～2度の方で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	頭 部 保 護 帽	

